

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

小布施町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

小布施地域

(1) 現況

当地域は、寡雨と内陸性気候の特色を生かしたりんご・ぶどう・桃・梨などの果樹生産が主体である。また、補完作物として、アスパラガス、施設野菜などの栽培が行われている。

水田に関しては、果樹等の転換事業も40年以上の歴史が経過している。現在の水稻作付は、町の北側に集積されている延徳田んぼを中心に主に主食米が栽培されている。

6次産業化と高付加価値農産物の生産・販売のため拠点施設の整備や推進体制の構築にもいち早く取り組むとともに、高速交通網を活かした消費圏の拡大の中で都市消費者との交流などを積極的に推進しており、今後は、環境にやさしい農業の普及についても推進していく。

一方で、農家の高齢化や後継者不足を背景に遊休農地の増加、水利施設等を守る基礎的な活動の継続が困難になるなど様々な問題が生じてきている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	促進計画の区域全域	法第3条第3項第3号に掲げる事業
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（長野県）の第4の2による推進組織を活用する。